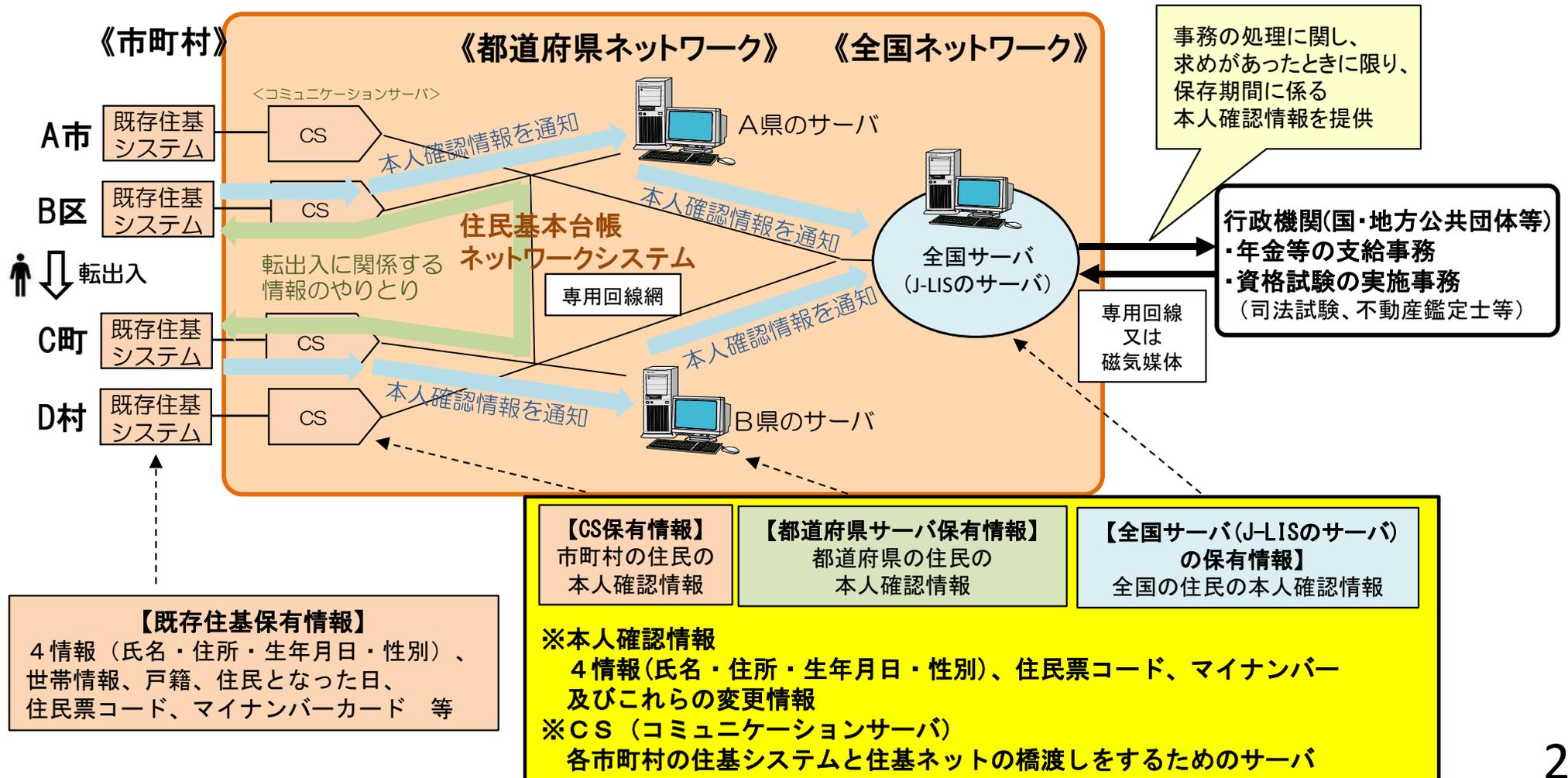


# 住民基本台帳ネットワークシステムの の概要及び利用状況等について

# 住民基本台帳ネットワークシステム

- 住民基本台帳法に基づき、住民の利便性の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
  - 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報※を送信
  - 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定
  - ➡ **住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)**は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム
- また、住民の転出入があった場合等に、関係する情報を市町村間で送信する際にも住基ネット回線を利用している。  
(転入地市町村から転出市町村への転入通知、マイナンバーカードを用いた転入手続に係る転出証明書情報通知など)



# 住民基本台帳ネットワークシステムの役割

住基ネットによる行政機関への本人確認情報の件数は、以下のとおり増加しており、これにより、従来、住民が各種行政手続きの際に求められていた住民票の写し等の添付が省略されている。

## ■ 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供

(年金支給事務、税務事務など)

→ **年間約16億件**

効果

## ■ 行政手続きにおける住民票の写しの省略

(パスポートの受給申請、免許等の申請等)

→ **全国で年間約1,200万件程度**

## ■ 地方公共団体に対して本人確認情報を提供

(地方税の賦課徴収、選挙事務など)

→ **年間約8,778万件**

## ■ 年金受給権者・被保険者の住所変更届、死亡届の提出を省略

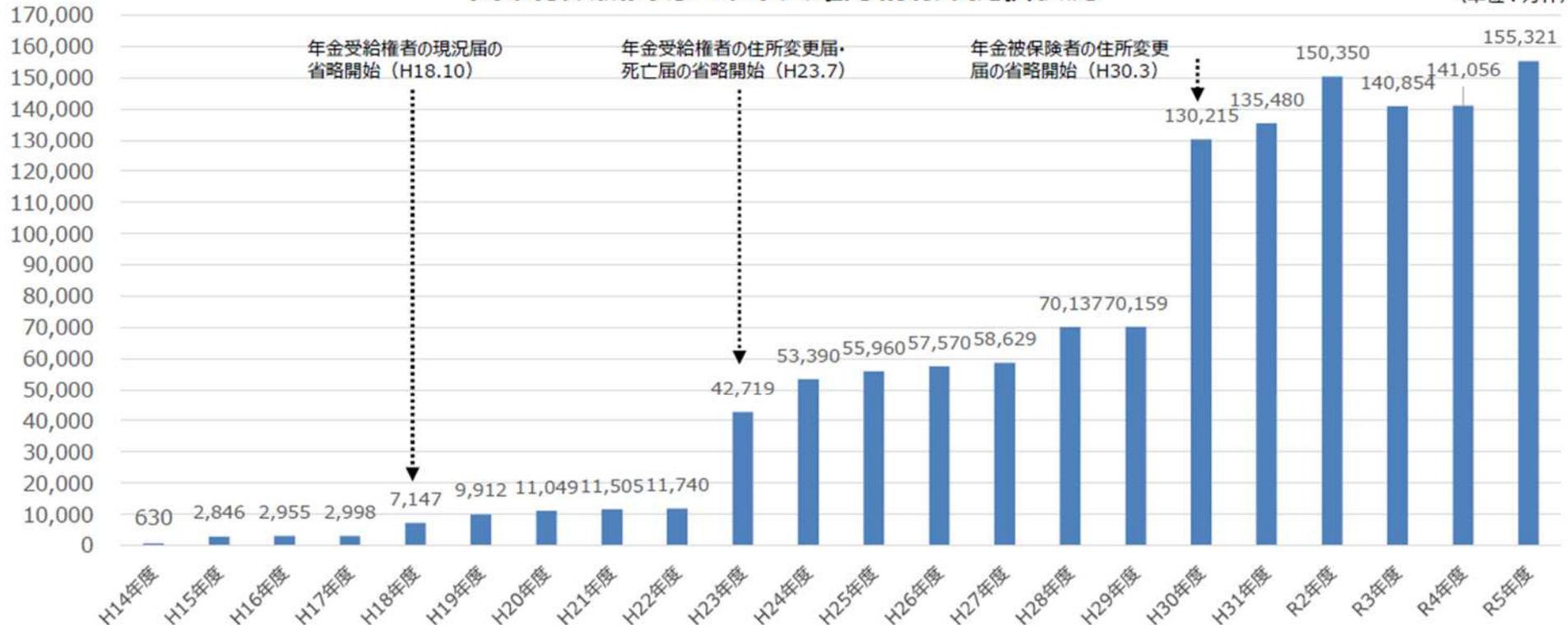
→ **全国で年間約1,400万件程度**

## ■ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略

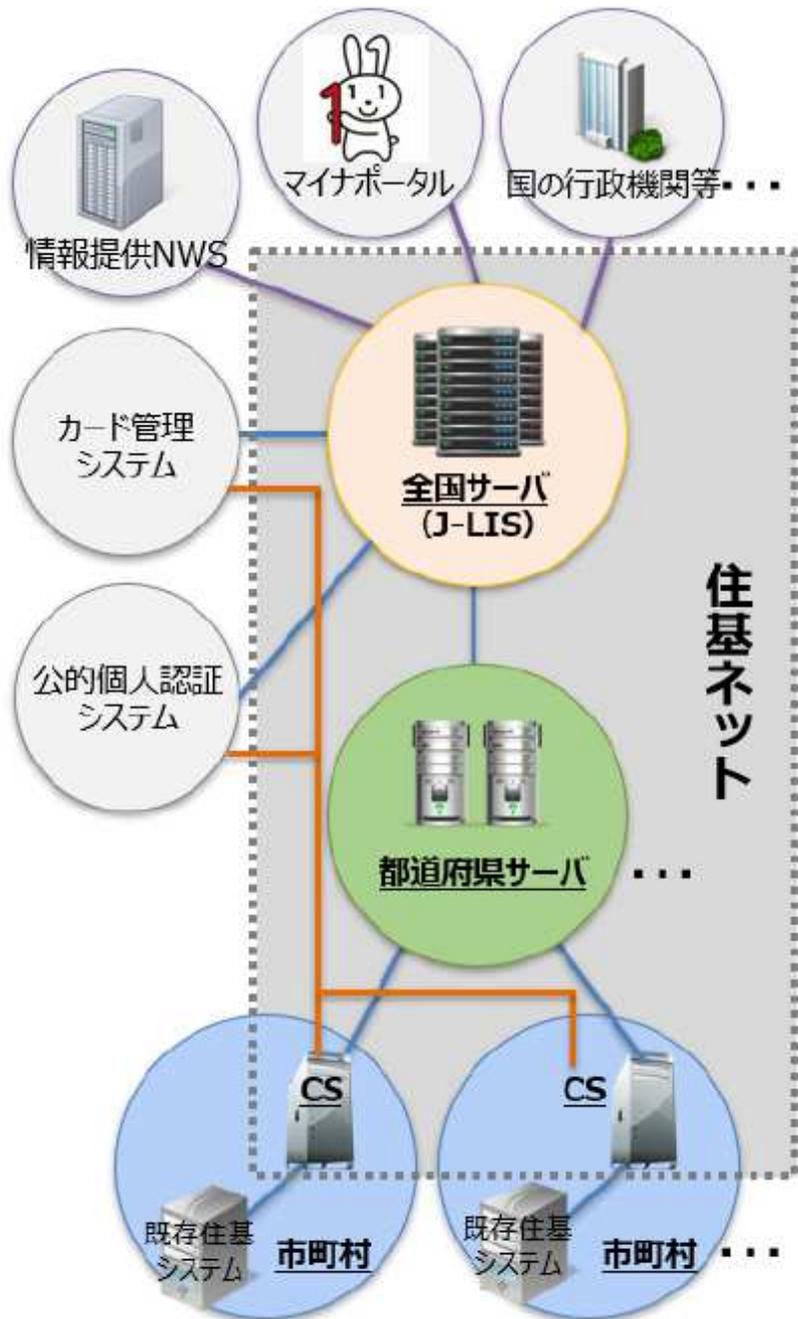
→ **全国で年間約4,000万人分程度**

国の行政機関等への本人確認情報の提供状況

(単位：万件)



# 住基ネットの各サーバの主な役割・機能



<b>全国サーバ</b>	<p><b>全国の住民の本人確認情報の管理・マイナンバー制度の基盤</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理</li> <li>② 国の行政機関等への本人確認情報の提供</li> <li>③ マイナンバー・住民票コードの生成・管理（重複付番の防止）</li> <li>④ 情報提供NWSへの住民票コードの提供 (地方公共団体、国の行政機関等及びマイナポータルからの符号取得要求に基づく)</li> <li>⑤ カード管理システム・公的個人認証システムへの本人確認情報・変更情報の通知</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p>
<b>都道府県サーバ</b> (※)	<p><b>都道府県内の住民の本人確認情報の管理・バックアップ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 域内市町村の住民の本人確認情報の全国サーバへの通知</li> <li>② 域内市町村の住民の本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理</li> <li>③ 都道府県の事務における本人確認情報の利用</li> <li>④ 他都道府県・他市町村への本人確認情報の提供</li> <li>⑤ 全国サーバ・域内市町村の本人確認情報のバックアップ</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(※) 平成26年から、各都道府県のサーバを集約し、住基全国センターが管理</p>
<b>コミュニケーションサーバ</b>	<p><b>データ形式等の標準化・個人情報保護の徹底・セキュリティの確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認情報の都道府県サーバへの通知</li> <li>② 市町村間の住基事務の処理 (転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等)</li> <li>③ データ形式・通信方式の限定</li> <li>④ マイナンバーカードの交付・管理 (交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等)</li> <li>⑤ 公的個人認証システムへの通知 (電子証明書の発行、失効等に必要データの通知)</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p>

## 住基ネットにおける都道府県の役割

住基ネットは、市町村間の連絡調整を図りながら、広域的かつ統一的な処理が行われることによって成り立つものであることから、広域的な地方公共団体である都道府県が、その構築、維持管理を行う事務及び市町村間の連絡調整、市町村への支援などを行う事務を担う必要がある。

都道府県の実務	住基法条文
市町村から通知された本人確認情報の保存	住基法第30条の6
J-LISへの本人確認情報の通知	住基法第30条の7
条例による本人確認情報の提供	住基法第30条の13
本人確認情報の利用	住基法第30条の15
市町村間の連絡調整等	住基法第30条の22
本人確認情報の安全確保	住基法第30条の24
本人確認情報の開示	住基法第30条の32
苦情処理	住基法第30条の36

### 住基法で定める住基ネットの本人確認情報を利用できる主な事務

地方税法等	地方税法等による地方税などの賦課徴収又は調査に関する事務	27,994件
難病法	難病法による特定医療費の支給に関する事務	5,660件
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	被爆者援護法による医療特別手当等の支給に関する事務	4,234件

### 県の住基条例で定める住基ネットの本人確認情報を利用できる主な事務

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に係る事務	1,656件
地方公務員法	不服申立ての受理等に関する事務	1,216件
土地収用法	土地収用法に規定する土地所有及び生存確認等に係る事務	472件

## 住基ネットの利用に係る主な取り組み

R6年 12月	第23回住基ネット審議会の開催
R7年 4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「住基ネットセキュリティ担当者説明会」(オンライン開催) 地方公共団体情報システム機構→(県)住基ネット担当者</li><li>・「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(オンライン開催) 総務省住民制度課→(県)住民基本台帳制度関係事務及び住基ネット担当者</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(動画視聴) 総務省住民制度課及び地方公共団体情報システム機構→(市町) 住民基本台帳事務担当者、住基ネット担当者及び住基ネット担当者以外で統合端末を操作する職員</li></ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「住基ネットセキュリティ現地機関調査」市町支援課→県現地機関 地方公共団体情報システム機構→(県・市町)住基ネット担当者</li><li>・「住基ネットに接続している既設ネットワークに関する総務省ヒアリング」(住基ネットに関する各市町の自己点検結果等)</li><li>・「令和7年度緊急時対応訓練の実施」</li></ul>

## 参考: 現地機関の住基ネットセキュリティ調査

### 【調査内容(一部抜粋)】

- 業務端末の設置された部屋のセキュリティを確保している
  - 職員が不在となる時は、執務室を施錠しており、端末にはワイヤーロックを用いた盗難防止を行っている
  - 執務室スペースへの部外者の立ち入りは禁止しており、適切に管理している
- 不正プログラムの混入防止対策を講じている
  - インターネットを介した不特定の外部との通信を行えないようにしている
- 照合IDと操作者IDを適切に管理している
  - 個人ごとに照合IDと操作者IDを適切に付与している
  - 「業務以外使用禁止」の張り紙を貼付し、他者による利用、目的外の利用を禁止している
- 本人確認情報を適切に管理している
  - スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
  - 業務端末は利用毎に起動・終了をしておき、使用途中に離席する際には業務アプリケーションを終了させている
  - 業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている(衝立等の使用)

佐賀土木事務所



武雄県税事務所

